

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、『食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ』をビジョンとして掲げ、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、経営の健全性・透明性を確保しつつ効率性を高めるため、最適なコーポレートガバナンスの構築に努めております。また、株主等のステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示が重要であると認識しており、財務情報に加えて、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報といった非財務情報について、当社ホームページ等により迅速かつ積極的な情報開示に努めています。

さらに、当社では執行役員制度を導入し、経営における意思決定の迅速性・効率性を高めるとともに、取締役の過半数を社外取締役として選任することで、経営の監督と透明性の確保に努めております。また、監査役は全員を社外監査役として選任しており、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木 節子	1,300,240	20.18
GULF JAPAN 1 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	867,300	13.46
鈴木 美奈子	813,000	12.62
鈴木 映子	813,000	12.62
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	423,600	6.57
鈴茂器工取引先持株会	297,040	4.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	145,800	2.26
立花証券株式会社	120,100	1.86
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	98,500	1.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	95,800	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 正己	他の会社の出身者											
高橋 昭夫	他の会社の出身者											
橋本 泰	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 正己	○	---	金融・物流・建設・流通・医療等の幅広い分野における経営経験と知見を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由に該当しないことから、他の取締役から独立した客観的視点で、取締役会の意思決定の適法性を確保するための有効な助言をしていただけるものと判断しております。

高橋 昭夫	○	----	証券会社、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由に該当しないことから、その見識を活かし当社経営に反映させていただけるものと判断しております。
橋本 泰		----	資本業務提携先Mizuho Gulf Capital Partners Ltd指名の取締役であり、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由に該当しないことから、銀行、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験と幅広い見識を活かし当社経営に反映させていただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適時会計監査人から監査役に対し報告を行い、業務上や会計上の重要な事項について情報を共有するよう努めています。また、内部監査部門は計画的な内部監査を全部署に対して実施しており、監査役と情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
瀬川 和彦	他の会社の出身者													
宇佐 公興	他の会社の出身者													
村井 淳也	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀬川 和彦		----	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち経営を監視できると判断しております。
宇佐 公興	○	----	企業経営者としての豊富な経験と企業統治に関する高い知見を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由に該当しないことから、当社の健全性の確保や監査体制の強化に寄与していただけのものと判断しております。
村井 淳也	○	----	弁護士、公認会計士としての専門知識・経験等を活かし、客観的視点から監査を行っていただけることが期待でき、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由に該当しないことから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

譲渡制限付株式報酬制度の導入
 当社は、取締役（社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役を支払った報酬としての総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

①基本方針
 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬等により構成するものとする。
なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成するものとする。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役には、業績連動報酬は支給しないものとする。

④非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から取締役その他当社取締役会の定める地位のいずれの地位も喪失する日までとする譲渡制限付株式を用いた株式報酬として、原則、毎年一定の時期に付与する。また、当該譲渡制限付株式の決定については、以下の条件に従うものとする。

(1)各取締役(社外取締役を除く。)に付与する株式の個数は、各取締役(社外取締役を除く。)の基本報酬額の一定の割合の金額を付与時における株価で除して算出した数を踏まえて決定する。

(2)譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額3,000万円以内とし、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額とする。

(3)譲渡制限付株式として発行又は処分される当社株式の数は、年32,000株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数は合理的な範囲で調整される。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、取締役(社外取締役を除く。)に特に有利とならない金額とする。

⑤金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬の割合については、取締役のインセンティブが適切に機能するように、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて、決定するものとする。なお、基本報酬に加えて付与される非金銭報酬等の割合は、基本報酬の2ヶ月分を目安とする。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、代表取締役社長がその具体的内容の決定について取締役会より委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬の額および非金銭報酬等について決定するものとする。

⑦役員の報酬等についての株主総会の決議

当社取締役の金銭報酬の額は、2003年6月27日開催の第43回定時株主総会において年額2億5,000万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。当社監査役の金銭報酬の額は、2000年6月28日開催の第40回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

また、取締役(社外取締役を除く。)に対し、上記の報酬枠の範囲内で、2021年6月29日開催の第61回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務を補助する組織として、経営企画部に取締役会事務局を設置しており、取締役会においては、必要な場合は事前に資料を配布するほか、その都度必要な情報を提供しております。

監査役の職務を補助する組織として、監査室に監査役会事務局を設置しております。現在、監査役を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社形態を採用しており、社外監査役3名が会計監査人および内部監査部門と連携して、経営を監査する機能を備えております。取締役会は、代表取締役社長が主宰し、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他重要な業務執行についての意思決定機関として、毎月1回定例開催のほか必要に応じて開催しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役会における監督と執行の機能を分離し、その役割を経営方針の決定ならびに経営の監督に集中させるとともに、執行役員の業務執行の責任を明確化し、ガバナンス体制の強化を図っております。

経営会議は、代表取締役社長を議長とし、取締役(社外取締役を除く。)および執行役員で構成されており、業務執行に関する重要事項の審議・決定および取締役会の事前審議機関として、定期的に経営会議を開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化並びに意思決定の迅速化を図っております。

監査役会は、定期的に監査役会を開催し、各監査役は、取締役の業務執行に関する意思決定の監督をより的確に行うため、原則として、取締役会にはすべて出席しております。さらに、常勤監査役は、社内の各種会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を監視するとともに、コンプライアンス経営に則した業務監査機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営における「意思決定の迅速性・効率性」及び「適正な監督機能」を確保するべく、現在のガバナンス体制を社内取締役2名および社外取締役3名で構成される取締役会を置く監査役会設置会社としています。また、執行役員制度を導入し、経営方針を決定する取締役会と業務執行を担う執行役員の役割を明確に分離することで、機動的な事業展開を可能にし、経営効率を高めております。監査役は、会計監査人および内部監査部門である監査室と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施しております。

以上のことから、コーポレート・ガバナンス体制は有効に機能していると判断できるため、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回(5月、11月)、IR活動の一環としてアナリスト、機関投資家を対象とした決算説明会、第2四半期決算説明会を実施しております。 なお、決算説明会は会場開催に加え、オンラインでのライブ同時配信を実施し、後日、説明会の模様をオンデマンド配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRポリシーに基づき、タイムリーかつ正確な情報開示に努めております。掲載しているIR資料としては、決算短信、有価証券(四半期)報告書、決算説明会資料等があります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	お客さま、株主の皆様をはじめとする、取引先、地域社会といった各ステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、信頼に応えていくことを目指しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

(1) 当社および当社企業グループ会社（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、継続的な発展を追求し「食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ」をビジョンとして掲げ、社是（誠実、情熱、創造）に則った行動規範を社訓として制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点としている。

当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、それぞれの立場で自らの問題としてとらえ業務運営にあたっている。統括的な組織としては、当社社長直轄の監査室が法令・定款に適合しているかを内部監査を行うことにより確認するとともに、重要な事項については、顧問弁護士や会計監査人に指導・助言を得て取り組めるような専管組織として位置づけられている。

当社グループは、反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることとしている。

また、当社は当社グループの取締役および使用人等がコンプライアンス上、疑義ある行為があったとの情報があれば、常勤監査役、監査室長に連絡し適正な対応をとることとしている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理することとしている。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「情報セキュリティ」や「品質リスク」を未然に防ぐとともに軽減する危機管理組織を設置している。情報セキュリティについては管理部門が情報セキュリティポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底している。また、生産部門においては、ISO9001の品質マネジメントシステムを中心として適正な品質と品質の改善ができる品質保証体制の更なる充実と従業員の環境・安全に取り組んでいく組織として「安全衛生委員会」が設けられている。

不測の事態が発生した場合には、当社社長指揮下の「緊急対策本部」を設けて情報収集と社内外への情報開示を行うとともに、原因の究明と再発防止策に努めることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および監査役の役員構成であり、それぞれ高い見識、専門知識、経験をもって職務遂行に努めている。定例の取締役会は毎月1回開催し重要な事項の決定ならびに取締役の業務執行報告を実施している。また、適宜必要かつ重要な事項については臨時の取締役会を開催している。また、取締役会にはすべての監査役が出席し業務監査機能の強化を図っている。

業務の運営については、将来の事業環境の変化を踏まえ中期経営計画および各年度予算計画を立案し、具体的な施策を実施している。

なお、組織的には「経営会議」、「営業会議」、「開発会議」などを通して業務の効率的推進を図っている。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの内部統制に関する担当部署として監査室が位置づけられている。経営については、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うこととしている。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととする。なお、補助すべき期間は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動および人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとし、監査役に当該報告を行った者が報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないこととする。また、監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書や業務遂行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っている。

また、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制の整備を行うこととしている。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、継続的な発展を追求し「食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ」をビジョンとして掲げ、社是（誠実、情熱、創造）に則った行動規範を社訓として制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に対して各種会議や朝礼等を通じて伝達することにより、法令ならびに社会倫理を遵守するための取り組みを継続的に進めております。それに伴い、法令・定款を遵守し統制のとれた行動ができているかを内部監査により確認し、適切な業務運営にあたっております。

また、当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断について、「反社会的勢力対応規程」により、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めるとともに、基本契約書への反社会的勢力排除条項の記載、警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携等、関係を遮断する体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に保存・管理しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける「情報セキュリティ」については、管理部門が情報セキュリティポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底しております。「品質リスク」については、生産部門がISO9001の品質マネジメントシステムを中心として、品質保証体制の更なる充実に取り組んでおります。また、毎月開催の安全衛生委員会において、従業員の環境・安全に関する取り組みを実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社外取締役3名を含む取締役8名は、取締役会規則に基づき、原則月1回開催(当事業年度は15回開催)される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、各取締役の業務執行報告を行っております。

業務の運営については、毎月開催の経営会議、開発会議、営業会議などを通して効率的推進を図っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うことにより、子会社の経営管理を実施しております。経営企画部主催により、毎月開催している経営報告会等において、子会社役員から月次業績や経営計画の進捗状況および業務執行状況等について報告を受け、情報の共有化を図るとともに重要案件の協議を行っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、当期において監査役から監査役スタッフを置く必要があるとの申し出は受けておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役3名(すべて社外監査役)は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、経営会議、営業会議その他の重要な会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧を通じて、当社グループの経営状況を監視しております。更には、会計監査人等との間で定期的に情報交換等を行い、取締役および使用人等から定期的な報告を受け、内部統制システムの構築および運用状況の確認をしております。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制システムを整備・運用しております。年1回の内部監査を実施することで内部統制の有効性および適正性の評価・検証を行い、その結果について担当役員および代表取締役に報告の上、内部統制報告書を提出しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じないことを基本方針とした「反社会的勢力対応規程」を定めております。総務部総務課を反社会的勢力の対応部署とし、総務部長を責任者として、反社会的勢力に関する情報の管理・蓄積、体制の整備、研修活動の実施、弁護士または警察その他関係機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを実施しております。

